6 留学等

◆海外留学派遣制度

本学では、学生の学力の向上と国際感覚の育成を図ることを目的として海外留学派遣制度を設けています。短期海外研修と長期海外研修があり、制度を利用して留学した学生に対して、費用の一部を本学から補助する制度もあります。
詳しくは国際センター事務局［国際・留学支援課］にお問い合わせください。
※海外留学派遣制度は、年度によって派遣先、授業内容等が変更される場合があります。
※派遣先の国・地域の外務省危険情報等を踏まえ、募集および現地派遣を中止する場合があります。
※海外留学のため本学の期末試験が受けられない場合は、追試験が受けられます。また海外留学中に、帰国後の本学科目の履修登録ができる制度があります。詳しくは教育推進課にお問い合わせください。

◎短期海外研修

（国際センターのプログラムの例）

短期英語研修

対　象：2年次生以上
期　間：夏季休業期間中の約2～5週間
派遣先：オーストラリアやイギリスの大学等

異文化コミュニケーション研修

対　象：主に1年次生
期　間：約1週間（6年度は春季休業期間中）
派遣先：シンガポール・ポリテクニク

（学部等のプログラムの例）

フィンドレー大学看護福祉研修

対　象：看護福祉学部2年次生
期　間：春季休業期間中の約2～3週間
派遣先：フィンドレー大学（アメリカ）

養殖インターンシップⅡ

対　象：海洋生物資源学部先端増養殖科学科3年次生
期　間：夏季休業期間中の約2週間
派遣先：東南アジア漁業開発センター（フィリピン）

（その他の例）

協定校サマープログラム

期　間：夏季休業期間中の約2～3週間
派遣先：海外協定校

海外自主研修

大学の海留学派遣制度ではないが、費用の一部を支援（要件あり）

対　象：学生が個人で参加する、専門性を高める分野でのボランティア活動等（2週間以上）

◎長期海外研修(交換留学、認定留学)

主に2年次生以上を対象とした6か月～1年程度の研修です。学術交流協定を締結している協定校との間で実施します。

派遣先の協定項において習得した単位は、本学の規定の範囲内において認定されます。ただし、認定する単位数等に制限があります。

協定校

中国	浙江財経大学、吉林大学、浙江工商大学、山東師範大学
韓国	江陵原州大学校、全南大学校、大邱カトリック大学校
台湾	高雄科技大学、宜蘭大学、台中科技大学
ベトナム	ホーチミン市人文社会科学大学、貿易大学
タイ	カセサート大学
アメリカ	フィンドレー大学
イギリス	チチェスターカレッジ（認定留学）
カナダ	トロント大学 SCS（認定留学）

出願資格

派遣時に本学に在籍する学生

授業料等

交換留学の場合は、協定校の検定料、入学料、授業料および聴講料等は無料です（大学によって条件が異なります）。ただし、留学期間中も本学の授業料は支払う必要があります。

履修期間

履修期間として1年または前期もしくは後期

留学できる学生の数

1大学、1学期につき1～5名程度。大学によって受入人数が異なります。

協定校の授業における使用言語

原則としてその大学がある国の母国語。一部、英語で履修可能な大学もあります（TOEFL / IELTS基準）。

留学に係る費用

協定校までの渡航費、履修期間中における滞在費、海外旅行保険等は本人負担となります。

渡航情報登録

渡航期間に応じて外務省海外旅行登録「たびレジ」または「在留届:ORRネット」に登録を義務付けます。

海外保険加入

渡航期間に関係なく、海外留学を行う学生は海外旅行者傷害保険および危機管理サービス（OSSMA※）に必ず加入し、安全な留学生活が送れるよう支援します。

※海外で困りごとが発生した場合の日本語ヘルプサービスや災害時等の安否確認サービス等が受けられます。

◆海外から福井県立大学への留学

◎外国人留学生への支援

チューター

チューターは、日本の生活に不慣れな外国人留学生の学業および生活についてサポート等を行います。学内から募集します。

取次申請

外国人留学生が日本で留学を継続するためには、以下のような手続きが必要となりますが、本人に代って大学が在留資格審査関係の申請取次ぎをする取次申請制度を利用することができます。いずれの申請も，パスポート、在留カードが必要となります。手数料や必要書類が申請の種類によって異なるので、国際センター事務局［国際・留学支援課］で早めに相談してください。

（在留期間更新許可申請）

在留期間を超えて引き続き日本に滞在する場合には、満了する日のおおむね3か月前から更新手続きを行うことができます。在留期間を超えて滞在すると処罰の対象となるので余裕をもって更新手続きを行ってください。

（資格外活動許可申請）

留学中は学修以外の活動は認められません。アルバイトを行おうとする場合には必ずこの手続きが必要です。また、アルバイトの内容や、活動時間に制限があるので注意してください。

（活動期間に関する届出）

他機関から入学・転学や編入する場合、卒業・修了や退学など、大学から籍が無くなる場合、また、他の大学に転学・進学する場合、14日以内に入国管理局に届け出が必要です。